平成２１年（フ）第８１号
山口県宇部市大字際波436番地59
債務者　花田　順子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１４４３号
名古屋市瑞穂区明前町２番２号　フィットＨＯＲＩＴＡ２Ｂ号
債務者　藏根　直哉
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６１号
京都府亀岡市馬路町下三日市１番地１
債務者　河原　泰博
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月14日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

債権者集会等の期日

平成１８年（フ）第７３０号
岐阜県山県市掛338番地
破産者　株式会社佐光工業
債権者集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月29日午前11時40分
平成21年６月22日　岐阜地方裁判所

破産手続廃止

平成２１年（フ）第８９号
群馬県甘楽郡南牧村大字大日向1802番地１
破産者　株式会社青木建設
1　決定年月日　平成21年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２０年（フ）第１８５７号
札幌市西区西野２条５丁目４番７号
破産者　有限会社三朋商事
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１９５０号
札幌市厚別区厚別西４条５丁目６番13号
破産者　千葉建設運輸株式会社
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第２５９３号
札幌市白石区菊水元町６条４丁目40番地
破産者　株式会社富樫米穀
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１２１２号
仙台市宮城野区萩野町１丁目12番４―205号
破産者　株式会社ジャスト
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５５号
仙台市泉区南光台東２丁目41番７号
破産者　有限会社ジェーネット
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７２号
千葉県市原市ちはら台西４丁目10番地　ＷＰちはら台駅前Ｐ棟601号
破産者　吉田　浪江
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第２３６号
千葉県浦安市猫実５丁目12番２号
破産者　藤松道太郎
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第２９２６号
愛知県豊川市豊川町奴通９番地の５
破産者　株式会社アンビー・レストラン・サービス
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２５号
名古屋市中川区かの里２丁目105番地の４
破産者　有限会社創栄
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１５４５号
神戸市兵庫区駅南通３丁目３番11号
破産者　安全タクシー株式会社
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第８２４号
高知市五台山２番地
破産者　有限会社中野鉄工
1　決定年月日　平成21年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第４３７号
群馬県高崎市倉賀野町1631番地
破産者　有限会社神農調剤薬局
1　決定年月日　平成21年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２０年（フ）第８３５号
高知市南久保15番33号、開始決定上の住所高知市南久保138番地
破産者　ニコホン株式会社
1　決定年月日　平成21年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４１号
高知市若草町６番36号
破産者　吉原　真一
1　決定年月日　平成21年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第２１８号
長崎県諫早市栗面町343番地２
破産者　有汐設備工業有限会社
1　決定年月日　平成21年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第４３号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4434番地１
破産者　有限会社東星建設
1　決定年月日　平成21年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部